

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、中央公民館や教育総合センター、市立病院、勤労者交流センター、市民福祉プラザ、かごしま県民交流センター、国・県・市の庁舎等が多数立地しており、市民福祉の向上等に寄与している。

これまでの中心市街地活性化の取組により、鹿児島中央駅地区では、JT 跡地に市立病院が移転開院し、診療科目の充実などにより、高度で質の高い医療の提供につながっている。いづろ・天文館地区では、三越鹿児島店閉店後にマルヤガーデンズを整備し、にぎわい創出に寄与しているほか、親子つどいの広場「なかまっち」の整備により、地域の子育て支援機能の充実が図られた。上町・ウォーターフロント地区では、市役所本庁舎の別館の耐震改修や西別館の整備を行うなど、安全性や利便性の向上が図られているほか、市立美術館では、ミュージアムショップや前庭を活用したオープンカフェを設置し、教育文化施設が集積する歴史・文化ゾーンの魅力向上に寄与している。

これらの取組により、中心市街地においては都市福利施設の集積が図られてきた。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

このように、中心市街地には既に一定の都市福利施設が立地しているものの、2期計画に掲載した事業で、整備が完了していない施設があることから、これらの事業の着実な推進により、にぎわい創出や交流人口の拡大に資する都市福利施設のさらなる充実を図る必要がある。

そのため、鹿児島中央駅地区においては、ホール等を備えた再開発ビルの整備に取り組む。いづろ・天文館地区においては、広場・ホール等を備えた再開発ビルの整備や、県民・市民と在住外国人とがふれあえる国際交流機能を有する施設の整備等に取り組む。上町・ウォーターフロント地区では、市役所本庁舎整備の一環として、市民が憩える緑地空間（都市の杜）の創出に取り組む。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時に取組の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中央町 16 番街区暮らし・にぎわい再生事業</p> <p>[内容] 託児所、店舗、事務所、中央町 19・20 番街区再開発ビルの来客者用駐車場等で構成される複合施設を整備</p> <p>[位置] 中央町 16 番街区</p> <p>[実施時期] R1 年度～R2 年度</p>	民間事業者	<p>中央町 16 番街区において、託児所、店舗、事務所、中央町 19・20 番街区再開発ビルの来客者用駐車場等で構成される複合施設を整備する事業である。</p> <p>地区内に不足している託児所や商業・業務施設、駐車場を整備することにより、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（中央町 16 番街区））</p> <p>※都市機能導入施設（託児所・商業施設等）に係る部分を対象</p> <p>[実施時期] R1 年度～R2 年度</p>	

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 千日町1・4番街区暮らし・にぎわい再生事業</p> <p>[内容] 千日町1・4番街区の再開発ビルにイベント等ができる広場及びホールを整備</p> <p>[位置] 千日町1番、4番街区</p> <p>[実施時期] H28年度～R3年度</p>	民間事業者	<p>いづろ・天文館地区のほぼ中央に位置する千日町1・4番街区の再開発ビルに、イベント等ができる広場及びホールを整備する事業である。</p> <p>当該地区にイベント等ができる施設を整備することにより、都市機能の充実や交流人口の拡大が図られるとともに、災害時には帰宅困難者を一時的に受け入れるなど、防災機能の強化が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（千日町1・4番街区））</p> <p>[実施時期] R3年度</p>	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちなか図書館(仮称)整備事業</p> <p>[内容] 千日町1・4番街区の再開発ビルの一部に図書館を整備</p> <p>[位置] 千日町1番、4番街区</p> <p>[実施時期] H31年度～R3年度</p>	<p>鹿児島市</p>	<p>いづろ・天文館地区のほぼ中央に位置する千日町1・4番街区の再開発ビルの一部に図書館を整備する事業である。</p> <p>カフェや子供の遊び場等の商業施設と一体となった図書館を整備することで、教育の振興と文化の発展に寄与するとともに、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集 中支援事業(いづろ・天文館地区)</p> <p>[実施時期] R2年度～R3年度</p>	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中央町 19・20 番街区市街地再開発事業（ホール等整備）</p> <p>[内容] 中央町 19・20 番街区の再開発ビルに会議やイベント等ができるホール等を整備</p> <p>[位置] 中央町 19 番、20 番街区</p> <p>[実施時期] H24 年度～R2 年度</p>	民間事業者	<p>鹿児島中央駅の駅前という立地条件を生かし、中央町 19・20 番街区の再開発ビルに、会議やイベント等ができるホール等を整備する事業である。</p> <p>MICE 機能を有する施設の整備により、都市機能の充実や交流人口の拡大が図られるとともに、災害時には帰宅困難者を一時的に受け入れるなど、防災機能の強化が図られ、にぎわいあふれるまちづくりや魅力ある観光地づくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 国際交流センターの整備</p> <p>[内容] 鹿児島の国際化のさらなる推進に向け、県と市が連携し、国際交流センターを整備する。</p> <p>[位置] 加治屋町</p> <p>[実施時期] H27 年度～R1 年度</p>	国際交流センター建設協議会	<p>旧市立病院立体駐車場等跡地において、国際社会に貢献する人材の育成や国際相互理解の促進のための拠点施設として国際交流センターを整備する事業である。</p> <p>外国人留学生や研究者等を受け入れるための宿泊機能の整備により、街なか居住の推進が図られるとともに、県民・市民と在住外国人とがふれあえる国際交流機能を有する施設の整備により、都市機能の充実が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 市役所本庁舎整備事業</p> <p>[内容] 「本庁舎整備基本構想」に基づく本庁舎の整備を実施</p> <p>[位置] 上町・ウォーターフロント地区</p> <p>[実施時期] H24年度～R2年度</p>	<p>鹿児島市</p>	<p>市役所本庁舎本館周辺の整備を行い、市民が憩える緑地空間（都市の杜）を整備する事業である。</p> <p>景観や環境と調和のとれた本庁舎の整備により、市民が憩える空間の創出が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 東千石町12・13番街区整備事業</p> <p>[内容] 商業施設等（商業施設・美術館・多目的広場・駐車場）の整備 ・建物延べ床面積：約6,600㎡ ・立体駐車場：約160台</p> <p>[位置] 東千石町12・13番街区</p> <p>[実施時期] H26年度～</p>	<p>岩崎産業（株）、一般財団法人岩崎育英文化財団ほか</p>	<p>いづろ・天文館地区において、電車通りに接する立地を生かして、小売・飲食の商業機能と郷土出身の偉人や画家の書画を展示する美術館や多目的広場を併設する複合施設を整備する事業である。12・13番街区を一体で再開発事業計画を進めることで、都市の高度利用および街の活性化が実現可能となる。また、鹿児島商工会議所も加えてより良い街づくりを検討し、両街区における早期の合意形成を目指す。</p> <p>商業・文化機能を持った拠点施設の整備により、商業・サービス機能の強化が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		